

第 29 回 定例農業委員会議事録

令和4年12月5日（月）午後2時より、市役所本庁舎8階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

欠席委員（1名）

2 佐竹 静		

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第536号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第537号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第538号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第29号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第29回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、7番 傍島委員、14番 吉田委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第536号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第536号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、5,242㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、3,877㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,000㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、565㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,204㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　続きまして、議案第537号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第537号 農地法第4条関係申請明細について、説明させて頂きます。

　　1件提案されております。

　　1番、畑、3筆合わせて、202㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

　　以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　続きまして、議案第538号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第538号 農地法第5条関係申請明細について、説明させて頂きます。

　　2ページをお願いします。

　　9件提案されております。

　　1番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、2,254㎡で、

建築資材製造業工場でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。

「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

2番、所有権移転によります、田、155㎡で、一般個人住宅（進入路及び駐車場）でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

3番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、1,195㎡で、貸資材置場、貸駐車場でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

4番、使用貸借権によります、田、991㎡のうち、495.80㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

5番、所有権移転によります、畑、231㎡で、参拝者駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3ページをお願いします。

6番、使用貸借権によります、田、439㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

7番、使用貸借権によります、畑、2筆合わせて、145㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3

種農地と判断します。

8番、所有権移転によります、田、畑、6筆合わせて、4,876㎡で、太陽光発電施設でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

9番、地上権によります、田、畑、8筆合わせて、6,888㎡で、太陽光発電施設でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第29号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 　報告第29号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

4ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、313㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、245㎡で、共同住宅(駐車場)でございます。

3番、田、502㎡で、農業用倉庫でございます。

農地法第5条関係届出明細については、21件申請されています。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、174㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、993㎡で、分譲住宅でございます。

6番、使用貸借権によります、田、409㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、205㎡で、老人ホーム駐車場でございます。

8番、所有権移転によります、田、595㎡で、分譲住宅でございます。

5ページをお願いします。

9番、所有権移転によります、田、198㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、所有権移転によります、畑、267㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、132㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

12番、使用貸借権によります、田、253㎡で、製造業工場でございます。

13番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、4,514㎡で、宅地分譲でございます。

14番、所有権移転によります、田、435㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、250㎡で、宅地分譲でございます。

6ページをお願いします。

16番、所有権移転によります、田、129㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

17番、所有権移転によります、田、670㎡で、分譲住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、482㎡で、共同住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、422㎡で、宅地分譲でございます。

20番、所有権移転によります、田、144㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、194㎡で、一般個人住宅でございます。

22番、所有権移転によります、畑、208㎡で、一般個人住宅でございます。

7ページをお願いします。

23番、所有権移転によります、田、218㎡で、店舗(ペットショップ)でございます。

24番、所有権移転によります、田、266㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

25番、田、2筆合わせて、1,113㎡でございます。

26番、田、4筆合わせて、1,448㎡でございます。

27番、田、938㎡でございます。

28番、田、畑、5筆合わせて、2,963㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

8ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、23件届

出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

29番、田、70.6㎡でございます。

30番、田、5筆合わせて、1,918㎡でございます。

31番、田、畑、4筆合わせて、802㎡でございます。

32番、田、畑、6筆合わせて、8,529㎡でございます。

9ページをお願いします。

33番、田、畑、5筆合わせて、2,824㎡でございます。

34番、畑、340㎡でございます。

35番、田、3筆合わせて、4,195㎡でございます。

36番、畑、3筆合わせて、2,342㎡でございます。

37番、田、495㎡でございます。

38番、田、911㎡でございます。

39番、田、畑、6筆合わせて、2,799㎡でございます。

40番、田、3筆合わせて、1,413㎡でございます。

10ページをお願いします。

41番、田、畑、29筆合わせて、17,206.21㎡で
ございます。

42番、田、宅地(現況:畑)3筆合わせて、1,060.07㎡で
ございます。

43番、畑、10㎡でございます。

11ページをお願いします。

44番、田、4筆合わせて、2,657㎡でございます。

45番、田、2筆合わせて、1,113㎡でございます。

46番、田、2筆合わせて、1,836㎡でございます。

47番、田、5筆合わせて、4,120㎡でございます。

48番、田、畑、20筆合わせて、9,292㎡でございます。

12ページをお願いします。

49番、畑、2筆合わせて、1, 183㎡でございます。

50番、田、6筆合わせて、4, 156㎡でございます。

51番、田、6筆合わせて、4, 156㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他何か報告ございませんか。

堀主幹 令和4年3月15日付けで農地法第4条の許可を営農型太陽光の目的で受けた、大垣市桜町字宮町68番1外2筆、作付け面積602.36㎡について、11月22日、営農者である野田農産から、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されたので報告させていただきます。

今年度の米の収穫量は198Kgでございました。

地域の平均的な単収に対する割合は、69.6%となりました。

昨年度の82.5%に対して、減った理由は、水路への漏水により十分水が確保できなかったことが原因と聞いております。

そこで、吉田委員さんから畔を締固めることで漏水がいくらか防げるとの助言を頂き来期の収穫の増量に努めるとのことでございます。

以上でございます。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年12月5日

議長（会長）

尾井豊太郎

議事録署名者

吉田 幹夫

議事録署名者

傍島 勝美